

問7. 常勤の労働者に対して、労働保険（労災保険・雇用保険）、社会保険（健康保険・厚生年金保険）に全て加入していますか？

「いいえ」と答えた方

労働者（名称問わず）を一人でも雇用している場合は、労災保険に加入しなければなりません。また、週20時間以上働かれる方がみえる場合は雇用保険にも加入しなければなりません。

社会保険への加入については、貴院が強制適用事業場か任意適用事業場かを判断しなければなりません。

強制適用事業場	任意適用事業場
社会保険に加入	国民健康保険若しくは医師国保に加入
法人経営 個人経営（常時5人以上の労働者を使用している）	個人経営 （常時5人未満の労働者を使用している）



勤務時間及び日数が、正職員の4分の3以上となる労働者（名称問わず）を雇用している場合は、社会保険に加入条件させなければなりません。

※医師国保へ加入している医療機関は、個人経営から医療法人等へ法人化した場合でも、社会保険に新規加入することなく、引き続き医師国保に加入していただけます。

労働保険・社会保険を適正に管理されたい方

必要書類は、愛知県医療勤務環境改善支援センターのホームページの「働き方改革」欄、「職場の労務管理に関する実態調査」のページより各種用紙をダウンロードいただけます。👉<https://aichi-medsc.or.jp/>

専門家が貴院に必要となる保険加入に係るアドバイスを無料で承ります。

無料相談受付中

お問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ

[委託先] 公益社団法人 愛知県医師会

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階

TEL.052-212-5766

FAX.052-212-5767

受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

Email : info@aichi-medsc.or.jp